

事務連絡
令和2年3月31日

各財務（支）局、沖縄総合事務局

多重債務相談業務担当課（室）

都道府県

多重債務者相談担当課

消費生活相談担当課

御中

消費者庁消費者政策課

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談
への対応に際してのマニュアルについて

平素から、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口においては、多重債務者相談
への対応に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁及び金融庁においては、関係省庁等の協力を得て、平成30年10月に施行された
ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）等を踏まえ、平成31年3月
に、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際
してのマニュアル」を見直し、再度発出したところです。

この度、平成31年4月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策基本法第12条第1項
に規定するギャンブル等依存症対策推進基本計画等を踏まえ、更なる内容の充実を図りました
ので、改めて送付いたします。本マニュアル及び関係機関の連絡先一覧等（別添2及び別添3）を御活用いただくとともに、地方公共団体の保健・医療担当部局を始め、関係
機関相互の連携を確保しながら、相談対応に従事していただけるようよろしくお願ひいた
します（なお、今後、関係機関の連絡先等については、消費者庁ウェブサイト（※）にお
いて、更新情報を随時把握できるようにいたします。それに伴い、別添2の更新に係る情
報の共有については、同ウェブサイトにおける更新を行った旨、メール等によって連絡す
ることをもって、事務連絡文書の発出に代えさせていただきます。）。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

また、関係資料（①消費者向けの注意喚起・普及啓発用の資料（別添3。消費者庁を中心
に関係省庁等が連携して作成。）、②青少年向けの啓発用資料及び御家族向けの啓発用資
料（別添4-1及び別添4-2。消費者庁を中心に関係省庁等が連携して作成。）、③依存
症の理解を深めるためのリーフレット（別添5。厚生労働省において作成。））についても

併せて添付しているほか、マニュアルの付録として、やり取りのイメージ例を添付いたします。これらも適切に御活用いただけようお願いいたします。

なお、都道府県の担当課においては、管下の市町村（政令指定都市を含む。）に対し、本件を周知いただくとともに、連絡先の共有等を図っていただくよう併せてお願ひいたします。

また、「ギャンブル等依存症に関する多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（平成31年3月8日付け金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室及び消費者庁消費者政策課から各財務（支）局、沖縄総合事務局多重債務相談業務担当課（室）並びに都道府県多重債務者相談担当課及び消費生活相談担当課宛て）は、令和2年3月30日限り廃止します。

《資料の内訳》

- ・ 対応マニュアル本体
- ・ （別添1）これまでのギャンブル等依存症対策の経過
- ・ （別添2）関係機関の連絡先一覧（①各地域の財務局等、②都道府県・指定都市の消費生活センター等、③都道府県・指定都市における精神保健福祉センター）
※ 都道府県の多重債務相談担当課及び貸金業担当課、全国の消費生活センター等（上記のものを除く。）並びに各地域の保健所については、以下のリンクを御確認ください。
 - ・ <https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html#medoguchi>
 - ・ <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
 - ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkouhokenjo/index.html
- ・ （別添3）ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ（平成30年3月30日付けで公表、平成31年3月8日付け及び令和2年3月31日付けで更新）
 - ・ （別添4－1）「のめり込み」にはくれぐれも御注意を（平成30年11月16日付けで公表したものを見直し、令和2年3月31日付けで公表）
 - ・ （別添4－2）御家族の皆様も、的確な対応のために必要な環境へつながることが必要です。（令和2年3月31日付けで公表）
 - ・ （別添5）依存症の理解を深めるためのリーフレット（わかってるのにやめられない～それって依存症かも～）（平成30年3月7日付けで公表）
 - ・ （別添6）ギャンブル等依存症対策推進基本計画に位置付けられている「包括的な連携協力体制」の構築に係る協力について（依頼）（令和元年9

月 19 日付け金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室及び消費者庁
消費者政策課から各財務（支）局、沖縄総合事務局多重債務相談業務
担当課（室）並びに都道府県多重債務者相談担当課及び消費生活相談
担当課宛て)

【問合せ先】

- ・消費者庁消費者政策課
電話 03-3507-8800 (内 2206)
- ・金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
電話 03-3506-6000 (内 3576)

ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族 からの多重債務問題に係る相談への対応に 際してのマニュアル

令和2年3月31日
消費者庁・金融庁

※1 このマニュアルは、借金の問題への対応は、「多重債務者相談の手引き」（平成23年8月 金融庁・消費者庁）などを基礎になされることを念頭に、ギャンブル等依存症である方（その可能性のある方を含みます。）への対応時に追加的に留意すべき事項を中心にまとめています。

なお、「多重債務者相談の手引き」については、以下のリンクに掲載されています。

・<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1.html>

※2 相談への対応に際し、このマニュアルのとおりにしなければならないといふものではありませんが、このマニュアルを参考としていただき、円滑な対応に努めてくださるようお願いします。

1 相談者来訪前の準備

(※補足1を参照)

- ① 地域の自助グループ等を含め、関係機関へ円滑につなぐこと（情報共有・情報連絡）ができるよう、精神保健福祉センターや保健所との間で関係機関の連絡先を共有します。
- ② 相談者（御本人^(注)又は御家族）からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を把握しておきます。

(注) ギャンブル等依存症である方(その可能性のある方を含みます。)をいいます。

2 相談者来訪時

(※補足2を参照)

- ① 相談者に安心してもらえるようにします。
- ② 借金の状況を確かめながら、ギャンブル等へののめり込みの状況を確かめるための質問をし、御本人の反応を見ます。
- ③ 質問に対する御本人の反応から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合、医療機関、精神保健福祉センターや保健所への相談状況など、回復に向けた取組状況を質問するようにします。

【チェックしましょう！】(①は必須です。)

- ① 相談者が来訪されたときに、相談内容が外部にはもれないことを説明しましたか。
- ② 御本人が相談者である際に、借金の総額や内訳を説明してもらいましたか。
- ③ お話しいただけそうであれば、時間のある際の過ごし方について、質問してみましたか。
- ④ 御本人が相談者である際に、「自分は役立たずだ」、「自分はいない方がよい」というような発言はありましたか。

<「2 相談者来訪時」のプロセスに関しては、関係機関につなぐだけでなく、借金の問題の最終的な解決に係る相談支援を寄り添い型で実施している機関の場合、複数の期日にわたって、借金が増加するに至った経過・背景を詳細に聴取していることが少なくありませんが、そのような形での相談支援を行ってはいない機関でも本マニュアルが活用できるよう、「2 相談者来訪時」関連の記載内容を最低限のものとしています。なお、「付録」も参考にしてください。>

<「3 ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介」以降のプロセスは、御本人にギャンブル等へののめり込みの状況がうかがえる場合に該当する手順ですが、御家族に関係機関の連絡先を情報提供すること等は、基本的に支障ありません。>

3 ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介 (※補足3を参照)

- ① 債務の整理のための機関へのつなぎは、多重債務者相談の場合と同様です。
- ② 新たな借金の問題を発生させないためにも、御家族が借金の肩代わりをすべきでないことを理解できるようにします。

【チェックしましょう！】

- ① 御家族が一緒に来訪している場合や、御家族による相談の場合に、借金の肩代わりをすることは、御本人の立ち直りの支障となることを伝えましたか。
- ② これまでのやり取りで、治療等のための機関への相談状況が把握でき、まだ相談していないようであれば、連絡先を知らせましたか。

4 関係者間のコミュニケーションの確保 (※補足3を参照)

- 御本人は病気であると認めたがらない場合があり、御本人に専門機関の連絡先を伝えるだけでは、借金の問題の解決にならない可能性があります。つなぐ際に、御家族ともコミュニケーションを図ることなども考えられます。

補足1 「相談者来訪前の準備」における留意点

- ① 精神保健福祉センターや保健所との間で、御本人やその御家族の支援に成果を挙げている自助グループ、債務の整理に関する専門機関等の連絡先を共有します。また、地方公共団体内の就労支援関係部局や、生活困窮者への支援を行う機関等との間で連絡先を共有することも考えられます。

↓
それぞれの機関に、ギャンブル等にのめり込んでいる様子がうかがえる
相談が来た際のつなぎが円滑に進むようになります。

※生活困窮者自立支援制度については、厚生労働省ウェブサイトを参照。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137292_00001.html)

- ② 例えば、以下のような観点から、精神保健福祉センターを始めとして、地方公共団体での部門間連携や関係機関相互の連携を構築・再確認します。

なお、厚生労働省から各都道府県・指定都市宛てに、ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、包括的な連携協力体制を構築することを依頼（別添6を参照）しており、当該連携協力体制に参画し、情報交換や知見の収集に努めるることは非常に重要です。

【観点の例】

- ・御本人がこころの問題や自殺のリスクを抱えている可能性
- ・御本人が失業している可能性
- ・御本人がアルコールに対する依存などにも陥っている可能性

- ③ 相談者（御本人又は御家族）からの相談内容を的確に把握できるよう、ギャンブル等依存症及びギャンブル等に関する一般的な知識を押さえておきます。（参考1、参考2等を参照）

【精神保健福祉センターにおける取組の把握】

都道府県の精神保健福祉センターでは、回復を支援するための様々な取組を実施しています。自らの都道府県内における回復支援の取組の概況について把握しておくことも、相談対応に際して有効です。

《例1》

島根県では、薬物依存症に対する回復支援プログラムであるS M A R P P（せりがや覚せい剤再発防止プログラム）をベースに、S A T - G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）を開発し、平成27年度から運用しています。

当該プログラムは、他地域においても活用されています。

※参照

- ・島根県ウェブサイト
(https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kokoro_kenko/seisinn_soudan_annai/izonnsyou.html)
- ・三重県ウェブサイト
(http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/75628032003_00001.htm)

《例2》

長野県では、S M A R P Pをベースに、A R P P S（長野県版依存症治療・回復プログラム）を開発し、平成27年度から試行、平成28年度から本格的に導入しています。

※参照

- ・長野県ウェブサイト (<https://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/index.html>)

補足2 「相談者来訪時」における留意点

- ① 相談者に安心してもらえるようにします。また、ギャンブル等に再度のめり込んでしまい、再び相談に訪れることとなったとしても、御本人を責めないようにします。

相談内容が外部には漏れないことを理解していただくとともに、相談員が、相談を寄せている他の方に対するのと同様、相談者に対して陰性感情・忌避感情を持たずに対応していることを実感していただくことも重要です。

※参考文献

新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン作成委員会監修
「新アルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン」（新興医学出版社）PP. 34-35

- ② 借金の状況を確かめる際には、

- ・御本人から、借金の問題が生じることになった経過をお話しいただく。
- ・御本人から、借金の総額や内訳をあえて口に出してお話しいただく。

など、借金の問題に自覚を持っていただく工夫も考えられます。

- ③ 借金の問題が生じることになった経過や時間のある際の過ごし方を伺う中で、ギャンブル等により借金が増加した様子がうかがえる場合、以下のような項目について、やり取りに盛り込むことが考えられます。

（※ここでは、分かりやすさの観点から、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の運営するギャンブル依存症ポータルサイト（注1）に掲載されている‘L O S T’を基礎にしていますが、北海道のウェブサイト（注2）にある10個の質問、DSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き）、SOGS（サウスオースト・ギャンブリング・スクリーン）等を基礎に質問（いずれも参考1を参照）することや、地域独自の質問項目を設定し、活用することも考えられます。）

（注1）<http://kakenai.jp/>

（注2）http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/gambling_addiction.htm

【L O S Tの概要】

過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

- Limitless：ギャンブル等をするときには予算や時間の制限を決めて守れない。
- Once Again：ギャンブル等に勝ったときに、「次のギャンブル等に使おう」と考える。
- Secret：ギャンブル等をしたことを誰かに隠す。
- Take Money Back：ギャンブル等に負けたときに、すぐに取り返したいと思う。

【参考：北海道のウェブサイトにある10個の質問項目】

- ・ ギャンブル等のことを考えて仕事が手につかなくなることがありますか。
- ・ 自由なお金があると、まず第一にギャンブル等のことが頭に浮かびますか。
- ・ ギャンブル等に行けないことでいらっしゃったり、怒りっぽくなることがありますか。
- ・ 一文なしになるまでギャンブル等をし続けることがありますか。
- ・ ギャンブル等を減らそう、やめようと努力してみたが、結局だめだったことがありますか。
- ・ 家族に嘘を言って、ギャンブル等をやることがしばしばありますか。
- ・ ギャンブル等をする場所に、知り合いや友人はいない方が良いですか。
- ・ 20万円以上の借金を5回以上したことがある、あるいは総額50万円以上の借金をしたことがあるのにギャンブル等を続けていた経験はありますか。
- ・ 支払予定のお金を流用したり、財産を勝手に換金してギャンブル等に当て込んだことがありますか。
- ・ 家族に泣かれたり、固く約束させられたことが2度以上ありますか。

補足2 「相談者来訪時における留意点(続き)

④ 前記の質問に対する御本人の回答から、ギャンブル等へののめり込みがうかがえる場合においては、以下のような事項も質問するようにします。

- ・ 御本人による医療機関、保健所や精神保健福祉センターへの相談状況
- ・ 御本人又は御家族による自助グループへの参加状況

⑤ 例えば、ギャンブル等へののめり込みの状況を、御本人から伺っている際に、以下のような発言がなされる場合、御本人が自殺のリスクを抱えている可能性があります。関係機関につなぐ際に、関係機関の担当者に付言することが適切です。

また、地域によっては、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人をいう。）の養成のための研修に相談に対応する者が参加し、能力を涵養することを推奨している例があり、参考となります。

【留意すべき発言の例】

- ・ 家族には、たくさんの苦痛を与えててしまった。家族にとっては私がいないほうがいいだろう。
- ・ 私は絶対によくならない。本当に役立たずだ。
- ・ あまりにたくさんの問題を引き起こしたので、自分などはよい人生を送るに値しない。

※参照文献

ナムラタ・レイルー+ティアン・ポー・ウイー 著、
原田隆之 監訳、神村栄一+横光健吾+野村和孝 訳
「ギャンブル依存のための認知行動療法ワークブック」（金剛出版）PP. 45-48

【ゲートキーパーとしての能力涵養の取組の例】

長野県において、ゲートキーパー養成のための研修で用いられている資料

(https://www.pref.nagano.lg.jp/seishin/heisetsu/jisatsuvoh/documents/h24_gatekeeper.pdf)

⑥ 御本人からの説明を伺う過程で、アルコールに対する依存等がうかがえる場合、関係機関につなぐ際に、関係機関の担当者に付言することが適切です。

⑦ 借金の問題は、御本人又は御家族が予期せぬタイミングで顕在化することが多く、御本人、御家族のいずれも混乱してしまい、解決すべき問題の全体に気付いていない場合や、こころの問題を抱えている場合があります。

そのため、御家族のみによる相談であっても、「御本人の相談ではない」等の形式的な理由のみで相談を断るのではなく、関係機関の連絡先を情報提供するなど、可能な対応をすることが適切です。

【今以上に借金を増やさないようにするための制度があります】

- ・ 御本人や親族（※一定の範囲の方が一定の要件を満たす場合に限る。）が、全国銀行協会の全国銀行個人信用情報センター又は日本貸金業協会に申告することで、本人が金融機関等に対して借入の申込みをしてもこれに応じないよう求めることができます。

※参照 全国銀行協会ウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-d/10158/>)

日本貸金業協会ウェブサイト (<https://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/wav.php>)

補足3 「ギャンブル等依存症の治療等のための機関の紹介」及び 「関係者間におけるコミュニケーションの確保」における留意点

- ① 補足1①及び②に記載した手順により共有した関係機関の連絡先を基にして、治療等のための機関を紹介するほか、多重債務者相談への対応につなぐ機関も紹介するようにします（各関係機関の特色、受付時間等は、平成30年3月30日に公表された注意喚起・普及啓発資料を参照）。
- ② ギャンブル等へののめり込みによる借金の場合、御家族が肩代わりすることは、御本人の立ち直りの支障となり、新たな借金の問題を発生させる可能性があります。御本人及び御家族に認識を持っていただくため、関係機関につなぐ際に、付言することが適切です。
- ③ 御本人は、自らがギャンブル等にのめり込んでいることを話したがらない場合が少なくありません。そのため、関係機関につなぐに際し、御本人に関係機関の連絡先を示すのみでは、御本人がアクセスすることをやめてしまう可能性もあることから、御本人の了解が得られれば、御家族にも連絡することが考えられ、また同様に、御本人の了解が得られれば、相談員が関係機関の予約を入れることや、追って連絡が入る旨を関係機関に伝えることも考えられます。

【付録】

ギャンブル等依存症が疑われる方からの相談への対応イメージ

(凡例)

- …消費生活センターへとアクセスされた方
- …消費生活相談員

	補足事項
<p>【最初のアクセスへの対応】</p> <ul style="list-style-type: none">● はい、■■市消費生活センターです。お電話ありがとうございます。どのような御相談ですか。○ 借金が膨らんでしまい、家や会社にも取立てが来るようになってしまいました。家族や会社の上司と相談し、何とかならないかと思って電話しました。● <u>よくお電話いただけましたね。これまで大変だったのではありませんか。</u>このセンターでは、電話での相談も受けていますが、詳しいお話を伺いするため、窓口にお越しいただけませんか。スムーズに対応できるようにするために、可能であれば、お越しいただく日時を予約していただくことになっています。御都合のよい日取りを教えていただけませんか。また、予約をお取りするために、お名前、御住所、お電話番号を併せて教えてください。○ ▲▲といいます。自宅の住所は～～、電話番号は～～です。お伺いするのは、来週の月曜日の午後1時でよいでですか。● 大丈夫です。それではお待ちしています。その際に、借金の内容が分かる資料をお持ちください。金融機関との間の契約書や請求書、返済時の記録などがあるとよいのですが、家計簿や借金額を記載したメモなどでも結構です。よろしくお願いします。	<ul style="list-style-type: none">・ マニュアル2. ①を参照
<p>【来訪時の対応（前半）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ ▲▲です。● お待ちしていました。本日担当する▽▽です。よろしくお願いします。それでは、ここから、具体的にお話を伺いしていきます。<u>▲▲さんからお聞きしたお話は、▲▲さんの御了解を得ない限り、外部に漏れることはありません</u>ので、御安心ください。借金の問題は、一つ一つ整理していくことで必ず解決へとたどりつくことができます。少しずつでも進めていきましょう。○ 分かりました。	<ul style="list-style-type: none">・ マニュアル2. チェック項目①を参照

補足事項	
<p>● では、最初に、先日もお伺いしていますが、生年月日、御住所、お電話番号をお教えください。</p> <p>○ (3項目の情報について述べる。)</p> <p>● 御家族の構成についてもお教えください。</p> <p>○ 妻、そして子供が二人います。</p> <p>● 現在、どちらにお勤めですか。</p> <p>○ 市内の★★運送会社に勤めています。</p> <p>● ありがとうございます。それでは、借金の状況をお聞きます。▲▲さんが金融機関からお金を借り始めたのはいつ頃からですか。また、借り始めたきっかけは何でしたか。</p> <p>○ (一か月程度前の日付の5事業者からの請求書を示しながら、最初は銀行から借りていたが、返しきれなくなり、借りては返すことを繰り返し、現状は、5事業者からの借金が総額で700万円程度になることを説明。)</p> <p>● 分かりました。この中の☆☆商事というのは、ヤミ金業者ではないですか。</p> <p>○ そうです。貸金業者からは借りることが難しくなってしまい、返済が厳しかったので、インターネットで探して、この会社に電話しました。すぐに貸してくれたのですが、金利が高く、取立てても非常に厳しいため、困っています。 昨晩も取立てがあり、家族に対しても厳しく迫ってこられ、困りました。</p> <p>● 分かりました。▲▲さんの御家庭では、一か月の生活費はどれくらいですか。</p> <p>○ よく分かりません。家族に任せていますので。</p> <p>● お住まいはマンションですか。</p> <p>○ アパートです。家賃は月に■万円くらいです。</p> <p>● 光熱費や水道代はどれくらいですか。</p> <p>○ 確か、合計で■万円くらいだったと思います。</p> <p>● 分かりました。(ここから先は、任意整理、特定調停、個人版民事再生、自己破産の方法の紹介、弁護士会等への連絡、ヤミ金への対応のための警察への連絡の了解取得などを進める。)</p> <p>【来訪時の対応（後半）】</p> <p>● (申出のあった生活費の規模からすると、借金が現在の状況まで増加すると思われなかつたため、) ところで、▲▲さんの趣味は何ですか。</p> <p>○ サッカーや野球をよく見ます。週末は、少し競馬や競輪の中継を見ることもあります。</p>	<p>● マニュアル2. チェック項目②を参照</p>

※ ここでは、ギャンブル等へののめり込みの状況を御本人がお話しにならないパターンを一例として掲載しています。御本人から率直な発話があった場合には、つなぎ先に関する話題へ自然とつなげていきます。

	補足事項
<ul style="list-style-type: none"> ● ギャンブルですか。馬券を買ったりもされますか。 ○ いや、、、多少たしなむくらいです。 ● ぱちんこなどはされますか。 ○ (少し困惑しながら、) 会社帰りにすることもあります。 ● そうですか。先ほど申し上げた債務整理の方法の中には、ぱちんこやギャンブルでの借金の場合、手続を進めるのが難しい場合もあるので、できれば、▲▲さんの今の状況をお話しいただけませんか。<u>借金があっても、競馬・競輪やぱちんこはやめるのが難しい感じですか。</u> ○ 借金の額が増えて、家族に迷惑をかけているとは思います。自分のせいだとは思うのですが、家に居場所がないような気がして、無性にギャンブルやぱちんこがしたくなることがあります。昔はよく大当たりがでていたので、景品などをたくさんもらっていました。最近は、オートレースやボートなどでもなかなか当たりません。少し調子が悪いだけだと思うのですが。 ● 借金があると分かっていても、家にあるお金をそうしたことにしてしまいますね。やめられないと、▲▲さんも御家族もつらいですよね。 ○ そうかもしれません。 ● ところで、家のお金を持っていくときに、御家族にはどのように言っているのですか。 ○ 買物に行くということにして持っていくのですが、家族は悲しそうにしています。つらい気持ちになるので、何とかしたいとは思っているのですが、ギャンブルやぱちんこでは、なかなか当たりません。 ● 難しい状況でお過ごしだったですね。ですが、もし、ギャンブルやぱちんこをしない状況を継続していくと、少しずつ楽になれる感じませんか。 ○ そうかもしれません。 ● ギャンブル障害、ギャンブル等依存症という言葉を聞いたことはありますか。また、<u>これまでに、病院には行ったことはありますか。</u> ○ 体は健康ですし、これまでは何とかしようとしてもなかなかうまくいきませんでしたが、次は何とかなると思います。ちょっとしたことなんです。 ● 体は健康なのに病院に行くというのは、戸惑いがあるということですね。でも、ちょっとしたことが積み重なって700万円の借金になってしまっていますよね。 ○ (一瞬の沈黙の後、) そうですね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル2. ②を参照 ・ マニュアル2. ②を参照 ※ 「失った金を深追いする」ことは、ギャンブル等依存症の兆候の一つと考えられています(DSM-5を参照)。 ※ 御本人を責めないように留意します。 ・ マニュアル2. ③を参照

補足事項	
<p>● それでは、一度、精神保健福祉センターに行ってみませんか。これまで、お一人で頑張ってきた中で、なかなかうまくいかず、悩んでいたのですよね。▲▲さんが抱えているような悩みを少しずつ解決していくためにどうすればいいか、色々と相談に乗ってくれると思いますよ。よろしければ、私が連絡しますよ。</p>	<p>・ マニュアル3. チェック項目②を参照</p>
<p>○ (ちゅうちょした表情を浮かべながらも、) お願ひします。</p>	<p>※ 地域の状況等に応じ、自助グループなども併せて勧めるようにします。</p>
<p>● (精神保健福祉センターへ電話し、相談に赴きたい方がいる旨を連絡。)</p> <p>● 御家族の皆さんもかなりお疲れなのではありませんか。御家族の皆さんが、悩みや課題の切り抜け方を共有することができるようなグループもあります。奥様にも、こちらにお電話を入れていただけるようお伝えください。アクセス先をお知らせしますので。</p>	<p>・ マニュアル4. 参照</p>
<p>○ 分かりました。</p> <p>● それでは、必ず、弁護士会の法律相談と保健所を訪問するようにしてください。弁護士会の法律相談が水曜日の午後1時、保健所が金曜日の午後1時です。それから、お帰りになった後で、御家庭の中で共有するのをお忘れになつてしまうこともあるかもしれません。これから、御家族に予約の状況をお伝えしようと思っていますが、よろしいですか。</p>	<p>・ マニュアル4. 参照</p>
<p>○ はい。</p> <p>● (▲▲さんの家に架電し、御家族に状況をお知らせした後、) 以上になりますが、御不明な点はありますか。今日は、▲▲さんにとってスタートとなる日です。これからが大切で、保健所などを訪問するようになつた後も、つながり続けていくということを忘れないようにしてください。少しずつでも、解決の糸口を手繕り寄せてていきましょう。</p> <p>○ はい。ありがとうございました。</p> <p>● お疲れさまでした。</p>	

《参考文献等》

- ・ 「多重債務者相談の手引き～「頼りになる」相談窓口を目指して～」(平成23年8月 金融庁・消費者庁)
- ・ 成瀬暢也「ハームリダクションアプローチ やめさせようとしない依存症治療の実践」(中外医学社)

《備考》

このイメージは、あくまでも一例をお示ししたものであり、相談をお寄せになる方

の状況等に応じ、アプローチの仕方等は変わり得ます。「包括的な連携協力体制」における情報交換等を通じ、地域ごとに深めていただくことも期待されます。

また、地域の状況等に応じ、精神保健福祉センター、保健所、自助グループ、専門医療機関など、つなぎ先は異なりますので、「包括的な連携協力体制」における情報交換等を通じ、つなぎ先となる機関の連絡先や担当者を具体的に把握しておくことが重要です。

依存症の定義、要因など

1 一般的な依存症の定義と診断基準

WHOにおいては、依存症について、「精神に作用する化学物質の摂取や、快感・高揚感を伴う行為を繰り返し行った結果、さらに刺激を求める抑えがたい渴望が起り、その刺激を追求する行為が第一優先となり、刺激がないと精神的・身体的に不快な症状を引き起こす状態」と位置付けています。

(1) 物質使用障害について

アメリカ精神医学会においては、「精神疾患の分類と診断の手引き（DSM）」を定期的に改訂・発行しており、最新の「DSM-5」においては、物質使用障害（アルコールや薬物の依存）の診断基準について以下のように設定しています。

《アルコール使用障害に関する診断基準の例》

アルコールの問題となる使用様式で、臨床的に意味のある障害や苦痛が生じ、以下のうち少なくとも 2 つが、12 カ月以内に起こることにより示される。

- ① アルコールを意図していたよりもしばしば大量に、又は長期間にわたって使用する。
- ② アルコールの使用を減量又は制限することに対する、持続的な欲求又は努力の不成功がある。
- ③ アルコールを得るために必要な活動、その使用、又はその作用から回復するのに多くの時間が費やされる。
- ④ 渴望、つまりアルコール使用への強い欲求、又は衝動
- ⑤ アルコールの反復的な使用の結果、職場、学校、又は家庭における重要な役割の責任を果たすことができなくなる。
- ⑥ アルコールの作用により、持続的、又は反復的に社会的、対人的問題が起り、悪化しているにもかかわらず、その使用を続ける。
- ⑦ アルコールの使用のために、重要な社会的、職業的、又は娯楽的活動を放棄、又は縮小している。
- ⑧ 身体的に危険な状況においてもアルコールの使用を反復する。
- ⑨ 身体的又は精神的問題が、持続的又は反復的に起り、悪化しているらしいと知っているにもかかわらず、アルコールの使用を続ける。
- ⑩ 耐性、以下のいずれかによって定義されるもの：
 - (a) 中毒又は期待する効果に達するために、著しく増大した量のアルコールが必要

- (b) 同じ量のアルコールの持続使用で効果が著しく減弱
- ⑪ 離脱、以下のいずれかによって明らかとなるもの：
 - (a) 特徴的なアルコール離脱症候群がある。
 - (b) 離脱症状を軽減又は回避するために、アルコール（又はベンゾジアゼピンのような密接に関連した物質）を摂取する。

（2）ギャンブル等依存症について

「ギャンブル等依存症」に相当する医学上の疾病分類としては、「DSM-5」における「ギャンブル障害」が挙げられます。「DSM-5」においては、「ギャンブル障害」の診断基準について以下のように設定しています。

- A 臨床的に意味のある機能障害又は苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、その人が過去12カ月間に以下のうち4つ（又はそれ以上）を示している。
 - ① 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博をする要求
 - ② 賭博をするのを中断したり、又は中止したりすると落ち着かなくなる、又はいらだつ。
 - ③ 賭博をするのを制限する、減らす、又は中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
 - ④ しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、又は次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
 - ⑤ 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
 - ⑥ 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を「深追いする」）。
 - ⑦ 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
 - ⑧ 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、又は職業上の地位を危険にさらし、又は失ったことがある。
 - ⑨ 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。
- B その賭博行動は、躁病エピソードではうまく説明されない。

2 依存症の要因

依存症の要因の一つとして、生物学的な要因があるとされています。

例えば、ギャンブル等依存症の場合、脳の機能変化があるとされており、自分の意志と力だけでは異常な行動をコントロールできない状態にギャンブル等依存症患者は陥つ

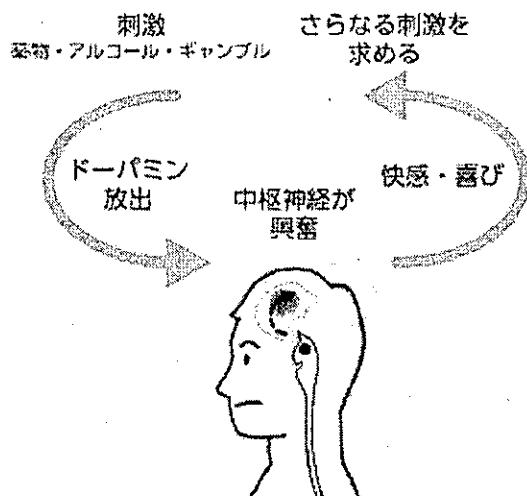
ているとされています。例えば、以下のように説明されることがあります。

「人は、アルコールや薬物を摂取すると、脳内にドーパミンという物質が分泌され、中枢神経が興奮して「快感・喜び」を感じます。この感覺を脳が「報酬（ごほうび）」として認識すると、その報酬（ごほうび）を求める回路が脳内にできあがります。

しかし、アルコールや薬物の摂取を繰り返し続けると、次第に「報酬（ごほうび）」回路の機能が低下していき、「快感・喜び」を感じにくくなります。そのため、以前と同じ快感・喜びを得ようとして、アルコールや薬物の量や頻度が増えていきます。摂取量を増やせば一時的には「快感・喜び」を感じられますが、さらに回路の機能が低下して感じにくくなり、それを埋めようとまた量や頻度が増えます。

こうした悪循環に陥ると、脳が「報酬（ごほうび）」を求めてエスカレートしている状態となり、結果、自分の意志でコントロールすることは非常に困難となります。

ギャンブルなどで味わうスリルや興奮といった行動でも、同じように脳内で「報酬（ごほうび）」を求める回路が働いているのではないかといわれています。」



3 ギャンブル等依存症の併存疾患

ある病気が他の病気と一緒にみられる場合を併存疾患と言います。ギャンブル等依存には精神疾患の合併が多く、特にニコチン依存を含む物質使用障害、アルコール乱用や依存症といったアルコールの問題、うつ病などの気分障害、パニック障害などの不安障害が多いとされています。独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターのウェブサイトによれば、合併する頻度は調査によっても異なりますが、11件の調査をまとめて解析した論文によりますとニコチン依存が60%、アルコールや薬物の問題が58%、躁うつ病を含む気分障害が48%、不安障害が37%などとなっています。

4 我が国におけるギャンブル等依存症の実態

平成29年9月29日付けで、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの樋口院長、松下副院長により公表された、ギャンブル等依存が疑われる者の割合などの調査結果（平成29年度に全国調査を実施）では、全国の10,000名を対象に面接調査を実施し、4,685名からギャンブル等依存に関する調査項目の有効回答を得たデータを用いて、過去1年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存が疑われる者」（※）の割合を成人の0.8%と推計しています。

※ SOGS(The South Oaks Gambling Screen. アメリカのサウスオース財団がギャンブル等依存症の診断のために開発した簡易スクリーニングテスト。)による12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされています。

<補足（SOGSの質問事項について）>

- 1 ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にギャンブルしますか？
(a) しない (b) 2回に1回する (c) たいていする (d) いつもそうする
- 2 ギャンブルで負けたときでも、勝っていると嘘をついたことがありますか？
(a) ない (b) 半分はそうする (c) たいていそうする
- 3 ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか？
(a) ない (b) 以前はあったが今はない (c) ある
- 4 自分がしようと思った以上にギャンブルにはまつたことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 5 ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 6 自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して悪いなと感じたことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 7 ギャンブルを止めようと思っても、不可能だと感じたことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 8 ギャンブルの証拠になるような券などを家族の目に触れぬよう隠したことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 9 ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか？
(a) ある (b) ない
- 10 借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったりましたか？
(a) ある (b) ない
- 11 ギャンブルのために仕事や学業をさぼったことがありますか？
(a) ある (b) ない

- 12 ギャンブルに使うお金をどのようにして作りますか？またどのようにして借金しますか？あてはまるもの全部に○を
- (a) 生活費を削って (b) 配偶者や両親の金から (c) 親戚・知人から
(d) 銀行から (e) サラ金から (f) 定期預金の解約 (g) 保健の解約
(h) 家財を売って (i) その他 ()

※ 質問1；c, d、質問2・3；b, c、質問4～11；aが各1点、質問12は○が付いた数で合計。3、4点が「将来ギャンブル等依存になる可能性が高い」、5点以上が「ギャンブル等依存の疑いあり」

【参照文献】

- 平成28年度文部科学省委託調査「依存症予防教育に関する調査研究」報告書
(平成29年3月) (株)学研教育アイ・シー・ティー)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1387816.htm)
- 平成28年度 横浜市における依存症対策の現状調査 報告書(平成29年3月)
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonpsyu.html>)
- 政府広報オンライン「アルコール、薬物、ギャンブルなどをやめたくてもやめられないなら… それは「依存症」という病気かも。」(平成30年3月14日)
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201803/2.html>)
- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターウェブサイト「ギャンブル依存症 併存疾患について」
(<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/section/gamble.html>)
- 樋口 進・松下 幸生「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（全国調査結果の中間とりまとめ）」(平成29年9月29日公表)
(https://kurihama.hosp.go.jp/about/pdf/info_20171004.pdf)
- ペトロス・ルヴォーニス、アビゲイル・J・ヘロン著、松本俊彦訳「アディクション・ケースブック 「物質関連障害および嗜癖性障害群」症例集」(星和書店)

公営競技の概要

1 競馬（所管：農林水産省）

（1）中央競馬

- i 主催者 日本中央競馬会（JRA）
- ii 馬券を購入できる主要施設
 - 競馬場 全国10箇所（札幌、函館、福島、新潟、東京、中山、中京、京都、阪神及び小倉）
 - ウインズ
- iii 馬券は、競馬場又はウインズで購入するほか、インターネットや電話でも購入可能（即PAT、A-PAT、JRAダイレクト及びARSの4種類）。
- iv 馬券の種類
 - 単勝 1着になる馬を当てる馬券
 - 複勝 3着までに入る馬を当てる馬券
 - 応援馬券 1頭の馬の単勝と複勝を同時に購入できる馬券
 - 枠連 1着と2着になる馬の枠番号（1枠～8枠まで設定され、騎手の帽子の色で区別される。）の組合せを当てる馬券
 - 馬連 1着と2着になる馬の馬番号（馬のゼッケンの番号。最大で18番まで。）の組合せを当てる馬券
 - 馬単 1着と2着になる馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
 - ワイド 3着までに入る2頭の組合せを馬番号で当てる馬券
 - 3連複 1着から3着までに入る馬の組合せを馬番号で当てる馬券
 - 3連単 1着から3着までに入る馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
 - WIN5 JRAの指定する5つの競走の全ての1着馬を当てる馬券
- v 主要な競走

年に、24のGI競走（日本ダービー、桜花賞、天皇賞（春・秋）、安田記念、ジャパンカップ、有馬記念など）が開催されている。

（2）地方競馬

- i 主催者 地方公共団体
- ii 競馬場 全国17箇所（門別、札幌、帯広、盛岡、水沢、浦和、船橋、大井、川崎、金沢、笠松、名古屋、中京、園田、姫路、高知及び佐賀）

iii 馬券は、競馬場や場外馬券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能 (S P A T 4、オッズパーク、RAKUTEN競馬及びJ R Aネットの4種類)。

iv 馬券の種類

- 単勝 1着になる馬を当てる馬券
- 複勝 3着までに入る馬を当てる馬券
- 枠複 J R Aの枠連と同様の馬券
- 馬複 J R Aの馬連と同様の馬券
- 馬単 1着と2着になる馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
- ワイド 3着までに入る2頭の組合せを馬番号で当てる馬券
- 3連複 1着から3着までに入る馬の組合せを馬番号で当てる馬券
- 3連単 1着から3着までに入る馬の馬番号を着順どおりに当てる馬券
- 枠単 1着と2着になる馬の枠番号を着順どおりに当てる馬券
- 5重勝単式 J R AのW I N 5と同様の馬券
- 7重勝単式 同日の7つの競走の全ての1着馬を当てる馬券
- トリプル馬単 同日の3つの競走の馬単を当てる馬券

v 主要な競走

年間に、G Iである東京大賞典のほか、9のJ p n I 競走 (川崎記念、ジャパンダートダービー、J B Cクラシックなど)が開催されている。

2 競輪 (所管: 経済産業省)

i 主催者 地方公共団体

ii 車券を購入できる主要施設

- 競輪場 全国43箇所 (函館、青森、いわき平、弥彦、前橋、取手、宇都宮、大宮、西武園、京王閣、立川、松戸、千葉、川崎、平塚、小田原、伊東、静岡、名古屋、岐阜、大垣、豊橋、富山、松阪、四日市、福井、奈良、向日町、和歌山、岸和田、玉野、広島、防府、高松、小松島、高知、松山、小倉、久留米、武雄、佐世保、別府及び熊本)
- 場外車券場 (サテライト)

iii 車券は、競輪場又は場外車券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能 (KEIRIN. JP、チャリロト、RAKUTEN・Kドリームス、ウィンチケット及びオッズパークの5種類)。

iv 車券の種類

- 枠番2連勝複式 (2枠複) 1着と2着の枠番 (1枠~6枠まで設定) の組合せを当てる車券

- 枠番2連勝単式（2枠単） 1着と2着の枠番を着順どおりに当てる車券
 - 車番2連勝複式（2車複） 1着と2着の車番（1番～9番まで設定）の組合せを当てる車券。
 - 車番2連勝単式（2車単） 1着と2着の車番を着順どおりに当てる車券。
 - 車番拡大2連勝複式（ワイド） 3着以内の車番2つの組合せを当てる車券
 - 車番3連勝複式（3連複） 1着から3着までの車番の組合せを当てる車券
 - 車番3連勝単式（3連単） 1着から3着までの車番を着順どおりに当てる車券
 - 重勝式 複数レースの勝者を当てる（7重勝単勝、4重勝車番2連勝複式等）
- v 主要な競走
- 年間に、6のGⅠ競走（日本選手権競輪、高松宮記念杯、オールスター競輪など）と、各GⅠ競走の勝者や賞金ランキングの上位者が参加するKEIRINグランプリ（毎年12月30日に開催）が開催されている。

3 オートレース（所管：経済産業省）

- i 主催者 地方公共団体
- ii 車券を購入できる主要施設
 - オートレース場 全国5箇所（川口、伊勢崎、浜松、山陽及び飯塚）
 - オートレース専用場外車券場（競輪のサテライトと併設。）
- iii 車券は、オートレース場又は場外車券場で購入するほか、インターネットや電話でも購入可能（オートレースオフィシャルサイト、オッズパーク、ギャンブー、チャリロト及び「当たるんです」（重勝式のみ）の5種類）。
- iv 車券の種類
 - 単勝 1着となる1車を車番で当てる車券
 - 複勝 1着・2着・3着までに入る1車を車番で当てる車券（7車以下の時は2着まで）
 - 2連勝複式（2車複） 1着・2着を順位にかかわらず車番で当てる車券
 - 2連勝単式（2車単） 1着・2着を順位どおりの車番で当てる車券
 - 拡大2連勝複式（ワイド） 1着・2着・3着までに入る2車を車番で当てる車券
 - 3連勝複式（3連複） 1着・2着・3着を順位にかかわらず車番で当てる車券
 - 3連勝単式（3連単） 1着・2着・3着を順番どおりの車番で当てる車券
 - 重勝式 複数レースの勝者を当てる（5重勝単勝式、4重勝2連勝単式等）

v 主要な競走

年間に、5のSG競走（オールスター・オートレース、日本選手権オートレース、スーパースター王座決定戦など）が開催されている。

4 モーターボート競走（所管：国土交通省）

- i 施行者 地方公共団体
 - ii 舟券を購入できる主要施設
 - ボートレース場 全国24箇所（桐生、戸田、江戸川、平和島、多摩川、浜名湖、蒲郡、常滑、津、三国、びわこ、住之江、尼崎、鳴門、丸亀、児島、宮島、徳山、下関、若松、芦屋、福岡、唐津及び大村）
 - 場外発売場（ボートレースチケットショップ、ポートピアなど）
 - iii 舟券は、ボートレース場や場外発売場のほか、インターネットや電話でも購入可能（テレボート）。
 - iv 舟券の種類
 - 単勝 1着の艇を当てる舟券
 - 複勝 2着までに入る艇を当てる舟券
 - 2連単 1着、2着の艇を着順どおりに当てる舟券
 - 2連複 1着、2着の艇を着順にかかわらず当てる舟券
 - 3連単 1着、2着、3着の艇を着順どおりに当てる舟券
 - 3連複 1着、2着、3着の艇を着順にかかわらず当てる舟券
 - 拡連複 1着から3着までの2艇を着順にかかわらず当てる舟券
 - v 主要な競走
- 年間に、8のSG競走（ボートレースクラシック、ボートレースオールスター、ボートレースダービー、グランプリなど）が開催されている。

ギャンブル等依存症対策の経過

(マニュアルの整備の経過を中心に整理)

【平成28年度～平成29年度】

- 平成28年12月以降、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を開催。平成29年8月、「ギャンブル等依存症対策の強化について」を取りまとめ。
- 平成30年3月、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルを作成。

【平成30年度】

- 平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が公布され、同年10月に施行。
- 平成31年3月、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルを見直し、再発出。

【令和元年度】

- 平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定。
- 令和2年3月、ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルとして、これまでの経過等を踏まえた上で見直し、再発出。

財務局等における相談窓口一覧

財務局名	連絡先	所在地	電話番号
北海道財務局	多重債務者相談窓口	〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎11階	011(807)5144 (直通)
東北財務局	多重債務相談窓口 (金融監督第三課)	〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟5階	022(266)5703 (直通) 022(263)1111 (内線3080)
	青森財務事務所	〒030-8577 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎3階	017(774)6488 (直通)
	盛岡財務事務所	〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎4階	019(622)1637 (直通)
	秋田財務事務所	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階	018(862)4196 (直通)
	山形財務事務所	〒990-0041 山形市緑町2-15-3 1階	023(641)5201 (直通)
	福島財務事務所	〒960-8018 福島市松木町13-2 1階	024(533)0064 (直通)
関東財務局	多重債務相談窓口	〒330-9716 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館17階	048(600)1113 (直通)
	水戸財務事務所	〒310-8566 水戸市北見町1-4	029(221)3190 (直通)
	宇都宮財務事務所	〒320-8532 宇都宮市桜3-1-10	028(633)6294 (直通)
	前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎10階	027(221)4495 (直通)
	千葉財務事務所	〒260-8607 千葉市中央区稲毛5-6-1	043(251)7830 (直通)
	東京財務事務所	〒113-8553 文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	03(5842)7475 (直通)
	横浜財務事務所	〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階	045(633)2335 (直通)
	新潟財務事務所	〒950-8623 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館9階	025(281)7508 (直通)
	甲府財務事務所	〒400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎8階	055(253)2261 (代表)
	長野財務事務所	〒380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎5階	026(234)2970 (直通)
北陸財務局	多重債務相談窓口	〒921-8508 石川県金沢市新神田4丁目3番10号 (金沢新神田合同庁舎5階)	076(292)7951 (直通)
東海財務局	多重債務相談窓口	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	052(951)1764 (直通)
近畿財務局	多重債務相談窓口	〒540-8550 大阪市中央区大手前4丁目1-76 (大阪合同庁舎4号館)	06(6949)6523 (直通) 06(6949)6875 (直通)
中国財務局	多重債務相談窓口	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館12階	082(221)9206 (直通)
四国財務局	多重債務者相談窓口	〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎(南館)	087(811)7801 (直通)
九州財務局	多重債務相談窓口	〒860-8585 熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁舎)	096(351)0150 (直通)
	大分財務事務所	〒870-0016 大分市新川町2丁目1番36号 (大分合同庁舎内)	097(532)7188 (直通)
	宮崎財務事務所	〒880-0805 宮崎市橋詰通東3丁目1番22号 (宮崎合同庁舎内)	0985(42)7524 (直通)
	鹿児島財務事務所	〒892-0816 鹿児島市山下町13番21号 (鹿児島合同庁舎内)	099(227)5279 (直通)
福岡財務支局	多重債務相談窓口	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 (福岡合同庁舎4階)	092(411)7291 (直通)
沖縄総合事務局	多重債務相談窓口	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098(866)5070 (直通)

別添2②

都道府県・指定都市の消費生活センター等一覧

令和2年3月時点

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
北海道	北海道立消費生活センター	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7 北海道庁別館西棟	050-7505-0999
札幌市	札幌市消費者センター	〒060-0808 札幌市北区北8条西3 札幌エルプラザ2階	011-728-2121
青森県	青森県消費生活センター	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階	017-722-3343
岩手県	岩手県立県民生活センター	〒020-0021 盛岡市中央通3-10-2	019-624-2209
宮城県	宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班(宮城県消費生活センター)	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁1階	022-261-5161
	宮城県大河原地方振興事務所県民サービスセンター	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎	0224-52-5700
	宮城県北部地方振興事務所県民サービスセンター	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎	0229-22-5700
	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎	0228-23-5700
	宮城県東部地方振興事務所県民サービスセンター	〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎	0225-93-5700
	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	〒987-0511 登米市追町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎	0220-22-5700
	宮城県気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎1階	0226-22-7000
仙台市	仙台市消費生活センター	〒980-8555 仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル5階	022-268-7867
秋田県	秋田県生活センター	〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン7階	018-835-0999
	秋田県生活センター北部消費生活相談室	〒017-0843 大館市字中町5 旧正札竹村ビル1階	0186-45-1040
	秋田県生活センター南部消費生活相談室	〒013-8502 横手市旭川1-3-41 秋田県平鹿地域振興局1階	0182-45-6104
山形県	山形県消費生活センター	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-624-0999
	山形県置賜消費生活センター	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-24-0999
	山形県最上消費生活センター	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1370
	山形県庄内消費生活センター	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5451
福島県	福島県消費生活センター	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館1階	024-521-0999
茨城県	茨城県消費生活センター	〒310-0802 水戸市桜町1-3-1 水戸合同庁舎1階	029-225-6445
栃木県	栃木県消費生活センター	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館7階南側くらし安全安心課消費者行政推進室	028-625-2227
群馬県	群馬県消費生活センター (群馬県消費生活課)	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県昭和庁舎1階	027-223-3001
埼玉県	埼玉県消費生活支援センター	〒333-0844 川口市上青木3-12-18	048-261-0999
	埼玉県消費生活支援センター川越	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウエスター川越公共施設棟内3階	049-247-0888
	埼玉県消費生活支援センター春日部	〒344-0038 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎内2階	048-734-0999
	埼玉県消費生活支援センター熊谷	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1	048-524-0999
さいたま市	さいたま市消費生活総合センター	〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階	048-645-3421
	さいたま市浦和消費生活センター	〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階	048-871-0164
	さいたま市岩槻消費生活センター	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所3階 (ワツツ東館3階)	048-749-6191
千葉県	千葉県消費者センター	〒273-0014 船橋市高瀬町66-18	047-434-0999
千葉市	千葉市消費生活センター	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1 ゆらしのプラザ2階	043-207-3000
東京都	東京都消費生活総合センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階	03-3235-1155
神奈川県	かながわ中央消費生活センター	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階	045-311-0999
横浜市	横浜市消費生活総合センター	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階	045-845-6666
川崎市	川崎市消費者行政センター	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階	044-200-3030

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
相模原市	相模原市北消費生活センター	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-2-1 (シティ・プラザはしもと6階)	042-776-2511
	相模原市消費生活総合センター	〒252-0231 相模原市中央区相模原1-1-3 (JR相模原駅ビルシティ・プラザさがみはら内)	042-776-2511
	相模原市南消費生活センター	〒252-0303 相模原市南区相模大野5-31-1 南区合同庁舎3階	042-776-2511
新潟県	新潟県消費生活センター	〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ	025-285-4196
新潟市	新潟市消費生活センター	〒951-8507 新潟市中央区西堀前通6番町894-1	025-228-8100
富山県	富山県消費生活センター	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内	076-432-9233
	富山県消費生活センター高岡支所	〒933-0806 高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎5F	0766-25-2777
石川県	石川県消費生活支援センター	〒920-8204 金沢市戸水2-30	076-267-6110
福井県	福井県消費生活センター	〒910-0858 福井市手寄1-4-1 AOSSA7階	0776-22-1102
	福井県嶺南消費生活センター	〒917-0069 小浜市小浜白鶴112 白鶴業務棟3階	0770-52-7830
山梨県	山梨県県民生活センター	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階	055-235-8455
	山梨県県民生活センター地方相談室	〒402-0054 都留市田原2丁目13-43 南都留合同庁舎1階	0554-45-5038
長野県	長野県北信消費生活センター	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幡下692-2	026-217-0009
	長野県中信消費生活センター	〒390-0852 松本市島立1020 松本合同庁舎4階	0263-40-3660
	長野県東信消費生活センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	0268-27-8517
	長野県南信消費生活センター	〒395-0034 飯田市追手町2-641-47	0265-24-8058
岐阜県	岐阜県環境生活部県民生活相談センター	〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階	058-277-1003
	岐阜県飛騨県事務所振興防災課	〒506-8688 岩手市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111
	岐阜県東濃県事務所振興防災課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111
	岐阜県可茂県事務所振興防災課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111
静岡県	静岡県中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階	054-202-6006
	静岡県西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎3階	053-452-2299
	静岡県東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商迎会館ビル2階	055-952-2299
静岡市	静岡市消費生活センター	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1056
	静岡市消費生活センター清水相談窓口	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8	054-221-1056
浜松市	浜松市くらしのセンター	〒432-8032 浜松市中区海老塚町51-1	053-457-2205
愛知県	愛知県消費生活総合センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1階	052-962-0999
名古屋市	名古屋市消費生活センター	〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ11階	052-222-9671
三重県	三重県消費生活センター	〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059-228-2212
滋賀県	滋賀県消費生活センター	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-23-0999
京都府	京都府府民生活部消費生活安全センター	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 (新町通九条下ル) 京都府民総合交流プラザ (京都テルサ) 内	075-671-0004
	京都府中丹広域振興局商工労働観光室	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
	京都府山城広域振興局商工労働観光室	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2426
	京都府南丹広域振興局商工労働観光室	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	0771-23-4438
	京都府丹後広域振興局商工労働観光室	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304
京都市	京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階	075-256-0800
大阪府	大阪府消費生活センター	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC (アジア太平洋トレードセンター) ITM棟3階	06-6616-0888
大阪市	大阪市消費者センター	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC (アジア太平洋トレードセンター) ITM棟3階	06-6614-0999
堺市	堺市立消費生活センター	〒590-0076 堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階	072-221-7146
兵庫県	兵庫県立消費生活総合センター	〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目2番	078-303-0999
	兵庫県但馬消費生活センター	〒668-0025 畿岡市幸町7-11	0796-23-0999
神戸市	神戸市消費生活センター	〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1	078-371-1221

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
奈良県	奈良県消費生活センター	〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階	0742-36-0931
	奈良県消費生活センター中南和相談所	〒635-0085 大和高田市片堀町12-5 大和高田市市民交流センター（コスモスプラザ）3階	0745-22-0931
和歌山県	和歌山県消費生活センター	〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 县民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階	073-433-1551
	和歌山県消費生活センター紀南支所	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 紀西牟婁総合庁舎1階	0739-24-0999
鳥取県	鳥取県消費生活センター 東部消費生活相談室	〒680-0011 鳥取市東町1-271 岐阜第二庁舎2階	0857-26-7505
	鳥取県消費生活センター 西部消費生活相談室	〒683-0043 米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階	0859-34-2648
	鳥取県消費生活センター 中部消費生活相談室	〒682-0816 愉吉市駄経寺町187-1 愉吉交流プラザ2階	0858-22-3000
島根県	島根県消費者センター	〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階	0852-32-5916
	島根県消費者センター石見地区相談室	〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎2階	0856-23-3657
岡山県	岡山県消費生活センター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階	086-226-0999
	岡山県消費生活センター津山分室	〒708-8506 津山市山下53 美作県民局	0868-23-1247
岡山市	岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所内	086-803-1109
広島県	広島県環境県民局消費生活課（広島県生活センター）	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-223-6111
広島市	広島市消費生活センター	〒730-0011 広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階	082-225-3300
山口県	山口県消費生活センター	〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県厚生棟2階）	083-924-0999
徳島県	徳島県消費者情報センター	〒770-0851 徳島市徳島町城内2-1 とくぎんトモニプラザ5階	088-623-0110
香川県	香川県消費生活センター	〒760-8570 高松市番町4-1-10 香川県庁東館2階	087-833-0999
	香川県中讃県民センター	〒765-0014 普通寺市生野本町1-1-12 仲多度合同庁舎内	0877-62-9600
	香川県西讃県民センター	〒768-0067 韶音寺市坂本町7-3-18 三豊合同庁舎内	0875-25-5135
	香川県東讃県民センター	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎内	0879-42-1200
	香川県小豆県民センター	〒761-4121 小豆郡土庄町瀬崎甲2079-5 小豆合同庁舎内	0879-62-2269
愛媛県	愛媛県消費生活センター	〒791-8014 松山市山越町450	089-925-3700
高知県	高知県立消費生活センター	〒780-0935 高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2階	088-824-0999
福岡県	福岡県消費生活センター	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎1階	092-632-0999
北九州市	北九州市立消費生活センター	〒804-0067 北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた7階	093-861-0999
	北九州市立消費生活センター 小倉北相談窓口	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所1階	093-582-4500
	北九州市立消費生活センター 小倉南相談窓口	〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所3階	093-951-3610
	北九州市立消費生活センター 八幡西相談窓口	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 八幡西区役所コムシティ4階	093-641-9782
福岡市	福岡市消費生活センター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階	092-781-0999
佐賀県	佐賀県消費生活センター（佐賀県くらしの 安全安心課）	〒840-0815 佐賀市天神3-2-11 アバンセ内	0952-24-0999
長崎県	長崎県食品安全・消費生活課（長崎県消費 生活センター）	〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁舎行政棟2階	095-824-0999
熊本県	熊本県環境生活部県民生活局消費生活課（熊 本県消費生活センター）	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-0999
熊本市	熊本市消費者センター	〒860-8601 熊本市手取本町1-1 熊本市役所別館（駐輪場）5階	096-353-2500
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	〒870-0037 大分市東春日町1-1	097-534-0999

都道府県 指定都市	センター名	所在地	電話番号
宮崎県	宮崎県消費生活センター	〒880-0051 宮崎市江平西2-1-20	0985-25-0999
	宮崎県消費生活センター都城支所	〒885-0024 都城市北原町16-1	0986-24-0999
	宮崎県消費生活センター延岡支所	〒882-0812 延岡市本小路39-3	0982-31-0999
鹿児島県	鹿児島県消費生活センター	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-203 県住宅供給公社ビル2階	099-224-0999
	鹿児島県大島消費生活相談所	〒894-8505 奄美市名瀬永田町17-3	0997-52-0999
沖縄県	沖縄県消費生活センター	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県本庁舎1階	098-863-9214
	沖縄県消費生活センター八重山分室	〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 八重山合同庁舎1階	0980-82-1289
	沖縄県消費生活センター宮古分室	〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎1階	0980-72-0199

※ 一部、令和2年4月からの状況が含まれています。

都道府県・指定都市における精神保健福祉センター一覧

都道府県 指定都市	センター名	所在地		電話番号
北海道	北海道立精神保健福祉センター	〒003-0027	北海道札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011-864-7121
札幌市	札幌市精神保健福祉センター	〒060-0042	札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4F	011-622-0556
青森県	青森県立精神保健福祉センター	〒038-0031	青森市三内字沢部353番地92	017-787-3951
岩手県	岩手県精神保健福祉センター	〒020-0015	盛岡市本町通3丁目19番1号	019-629-9617
宮城県	宮城県精神保健福祉センター	〒989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20	0229-23-0302
仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	〒980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
秋田県	秋田県精神保健福祉センター	〒010-0001	秋田市中通2丁目1番51号	018-831-3946
山形県	山形県精神保健福祉センター	〒990-0021	山形市小白川町2丁目3-30	023-624-1217
福島県	福島県精神保健福祉センター	〒960-8012	福島市御山町8-30	024-535-3556
茨城県	茨城県精神保健福祉センター	〒310-0852	水戸市笠原町993-2	029-243-2870
栃木県	栃木県精神保健福祉センター	〒329-1104	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785
群馬県	群馬県精神保健福祉センター	〒379-2166	前橋市野中町368番地	027-263-1166
埼玉県	埼玉県精神保健福祉センター	〒362-0806	北足立郡伊奈町大字小室818-2	048-723-3333
さいたま市	さいたま市こころの健康センター	〒330-0071	さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号	048-762-8548
千葉県	千葉県精神保健福祉センター	〒260-0801	千葉市中央区仁戸名町665-2	043-263-3891
千葉市	千葉市こころの健康センター	〒261-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
東京都	東京都立中部精神保健福祉センター	〒156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
	東京都精神保健福祉センター	〒110-0015	台東区下谷1-1-3	03-3844-2212
神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	〒233-0006	横浜市港南区芦が谷2-5-2	045-821-8822
横浜市	横浜市こころの健康相談センター	〒231-0005	横浜市横浜市中区本町2丁目22番地 京阪横浜ビル10階	045-671-4455
川崎市	川崎市精神保健福祉センター	〒210-0005	川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階	044-200-3195
相模原市	相模原市精神保健福祉センター	〒252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはら7F)	042-769-9818
新潟県	新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994	新潟市中央区上所2丁目2-3 (新潟ユニゾンプラザハート館)	025-280-0111
新潟市	新潟市こころの健康センター	〒951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5551
富山県	富山県心の健康センター	〒939-8222	富山市鎌川1459番1	076-428-1511
石川県	石川県こころの健康センター	〒939-8222	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761
福井県	福井県精神保健福祉センター	〒910-0026	福井市大手3福井市光陽2丁目3-36 越後ビル2階	0776-24-5135
山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	〒400-0005	甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8644
長野県	長野県精神保健福祉センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7	026-227-1810
岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	〒502-0854	岐阜市鳩山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内	058-231-9724
静岡県	静岡県精神保健福祉センター	〒422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245
静岡市	静岡市こころの健康センター	〒420-0821	静岡市葵区袖木1014番地	054-262-3011
浜松市	浜松市精神保健福祉センター	〒430-0929	浜松市中区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎	053-457-2709
愛知県	愛知県精神保健福祉センター	〒460-0001	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 東大手庁舎	052-962-5377
名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	〒453-0024	名古屋市中村区名塚町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	052-483-2095
三重県	三重県こころの健康センター	〒514-8567	津市桜橋3丁目446-34 三重県津市保健所等2階	059-223-5241
滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	〒525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5010
京都府	京都府精神保健福祉センター	〒612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
京都市	京都市こころの健康増進センター	〒604-8854	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0355
大阪府	大阪府精神保健福祉センター	〒558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
大阪市	大阪市こころの健康センター	〒534-0027	大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F	06-6923-0936
堺市	堺市こころの健康センター	〒590-0808	堺市堺区旭ヶ丘1町4-3-1 健康福祉プラザ3階	072-245-9192
兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	〒651-0073	神戸市中央区臨浜海岸通1丁目3番2号	078-252-4980
神戸市	神戸市精神保健福祉センター	〒650-0044	神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター3階	078-371-1900
奈良県	奈良県精神保健福祉センター	〒633-0062	桜井市栗殿1000番地	0744-47-2251
和歌山县	和歌山精神保健福祉センター	〒640-8319	和歌山市手平2丁目1番2号	073-435-5194
鳥取県	鳥取県精神保健福祉センター	〒680-0901	鳥取市江漬318番地1	0857-21-3031
島根県	島根県立心と体の相談センター	〒690-0011	松江市東蒲田町1741番地3 いきいきプラザ島根2階	0852-32-5905
岡山県	岡山県精神保健福祉センター	〒700-0985	岡山市北区厚生町3丁目3番1号	086-201-0850
岡山市	岡山市こころの健康センター	〒700-8546	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	086-803-1273
広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311	安芸郡坂町北新地2丁目3-77	082-884-1051
広島市	広島市精神保健福祉センター	〒730-0043	広島市中区富士見町11番27号	082-245-7746
山口県	山口県精神保健福祉センター	〒747-0801	山口市吉敷下東4-17-1	083-902-2672
徳島県	徳島県精神保健福祉センター	〒770-0855	徳島市新蔵町3丁目80番地	088-625-0610

都道府県 指定都市	センター名	所在地		電話番号
香川県	香川県精神保健福祉センター	〒760-0068	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎4階	087-804-5565
愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	〒790-0811	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-911-3880
高知県	高知県立精神保健福祉センター	〒780-0850	高知市丸ノ内2丁目4番1号	088-821-4966
福岡県	福岡県精神保健福祉センター	〒816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-582-7500
北九州市	北九州市精神保健福祉センター	〒802-8560	北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号	093-522-8729
福岡市	福岡市精神保健福祉センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-1	092-737-8825
佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	〒845-0001	小城市小城町178-9	0952-73-5060
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部精神保健福祉課	〒852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-5132
熊本県	熊本県精神保健福祉センター	〒862-0920	熊本市中央区大江5丁目1-1 ウエルノビルくまもと3階	096-366-1171
熊本市	熊本市こころの健康センター	〒862-0971	熊本市中央区大江5丁目1-1 ウエルノビルくまもと3階	096-366-1171
大分県	大分県精神保健福祉センター	〒870-1155	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-5276
宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	〒880-0032	宮崎市霧島1丁目1-2	0985-27-5663
鹿児島県	鹿児島精神保健福祉センター	〒890-0021	鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピア鹿児島2階	099-218-4755
沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	〒901-1104	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1443

※詳細はお住まいの都道府県・指定都市のホームページを検索してください。

ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ

平成30年3月30日公表
(令和2年3月31日最終更新)

内閣官房
警察庁
金融庁
消費者庁
法務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることもあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておくと症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。そうした課題を踏まえ、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が制定され、平成30年10月から施行されました。現在、関係省庁等においては、これまで以上に密接に連携して、基本法に基づき策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を推進しています。

この資料では、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族が対処に困った場合の相談窓口を紹介しています。相談の内容に応じ、これらの窓口をご利用ください。

■こんな行動に心当たりのある方はギャンブル等依存症に注意！（DSM-5に即して記載。）

- ・ 興奮を得るために、使用金額を増やしてギャンブル等をする。
- ・ ギャンブル等をするのを中断したり、中止したりすると落ち着かなくなる、またはイライラする。
- ・ ギャンブル等をすることを制限しよう、減らそう、またはやめようとしたが成功しなかったことがある。
- ・ しばしばギャンブル等に心を奪われている。
- ・ 苦痛の気分のときにギャンブル等をすることが多い。
- ・ ギャンブル等の負けを取り戻そうとして別の日にギャンブル等をすることがある。
- ・ ギャンブル等へののめり込みを隠すためにウソをつく。
- ・ ギャンブル等によって大切な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらしたり、失ってしまったりしたことがある。
- ・ ギャンブル等によって引き起こした絶望的な経済状態から免れるために、他人にお金を出してくれるよう頼んだことがある。

■ギャンブル等依存症からの回復に向けて

○本人にとって大切なこと

- ・ 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活を続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へつなげていきましょう（まずは今日一日やめてみましょう。）。
- ・ 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- ・ 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

○家族にとって大切なこと

- ・ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みなくなった、家庭内の金銭管理に関して暴言を吐くようになった等の変化が見られる場合、ギャンブル等へのめり込み始めている可能性を考慮しましょう。
- ・ 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループに参加するなど、ギャンブル等依存症が疑われる方に振り回されずに健康的な思考を保つことが何よりも重要です。
- ・ 自助グループのメンバーなど、類似の経験を持つ人たちの知見などをいかし、本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについて、促していくようにしましょう。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。
- ・ 借金の肩代わりは、本人の回復の機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることのないようにしましょう。
- ・ 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)など借金の問題に関する窓口に、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。

<ご相談は、各窓口まで>

《借金の問題を相談する窓口》

○消費者ホットライン 「188（いやや！）」（局番なしの3桁番号）

※ どこへどのように相談してよいか分からぬときは、ひとまず「188」へお電話ください。

※ 原則、最寄りの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

http://www.caa.go.jp/region/shohisha_hotline.html

○多重債務者向け無料相談窓口（各地方ブロックの財務局内）

※ 専門の相談員が借入の状況などを聞きし、必要に応じて専門家をご紹介します。

<http://www.fsa.go.jp/soudan/index.html>

○法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 (おなやみなし)

IP 電話からは 03-6745-5600

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※ 法的トラブルでお悩みの方のお問い合わせに応じて、法制度や相談機関等をご紹介します。

<https://www.houterasu.or.jp/>

○公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 0570-031-640

月曜日～金曜日 10:00～12:40、14:00～16:40 (祝日・年末年始 (12/28～1/4) を除く)

※ クレジットなどをを利用して借金の問題を抱えた方に無料で電話相談やカウンセリングを実施しています。また、希望により、無料で債務整理や家計管理の改善を支援しています。

<http://www.jcco.or.jp/debt/hotline/>

○日本貸金業協会 0570-051-051

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始 (12/29～1/4) を除く)

※ 貸金業法に基づいて設立された自主規制機関であり、貸金業に関連する借入や返済の相談に対して、公正中立な立場からカウンセリングや家計管理の支援をしています (相談の受付は無料です。)。

<http://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/index.php>

○全国銀行協会カウンセリングサービス 050-3540-7553

予約日時 月曜日～金曜日 (祝日・銀行の休業日を除く)、午前9時～午後5時
(予約必須)

相談日時 月曜日、火曜日、木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
水曜日、金曜日 10:00～12:00、13:00～19:00
(祝日及び銀行の休業日を除く。)

※ 返済にお困りの個人のお客さまを対象に、「カウンセリングサービス」を実施しています (相談は無料です。)。

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/counseling/>

○弁護士会 (各地の弁護士会相談窓口)

※ 各地の弁護士会で法律相談を受け付けています。相談できる時間帯などは、地域により異なります。

<https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation.html>

○各地の司法書士会一覧

※ 各地の司法書士会で法律相談を受け付けています。相談できる時間帯などは、地域により異なります。

http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_list.php

《保健・医療関係の機関》

精神保健福祉センターや保健所では、医師や精神保健福祉士などの専門職が、本人や家族の相談に対応しています。

- 都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

- 保健所

<http://www.phcd.jp/03/HClust/>

《依存症対策全国センター》

ギャンブル等依存症を始めとする依存症に関する情報を発信しています。

<https://www.ncasa-japan.jp/>

《ギャンブル等依存症の支援団体》

次に掲げる支援団体では、本人や家族の相談を受けています。

- 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725

<https://scga.jp/>

- NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327

<http://www.gdfam.org/index.html>

《自助グループ》

問題を抱えた人同士でつながり、経験を共有することなどを通じて、回復を支援しています。なお、身近に自助グループがあるかどうか等につきましては、まず、お住まいの市区町村、精神保健福祉センター、保健所等にお問い合わせください。

- GA 日本インフォメーションセンター【当事者】 046-240-7279

電話応対は毎月第二土曜日と最終週の日曜日 11:00～15:00です。

<http://www.ga-japan.jp/>

- 一般社団法人 ギャマノン日本サービスオフィス【家族・友人】 03-6659-4879

毎週月木曜 10:00～12:00（年末年始除・祝日対応）

<http://www.gam-anon.jp/>

【参考1：競技施行者・事業者におけるのめり込みに不安のある方への対応】

競馬等の公営競技やぱちんこの施行者・事業者などにおいても、のめり込みに不安のある方の相談に対応しています。

●公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター 0120-321-153

平日 9:00～20:00

<https://tms-soudan.com/gamble/>

※ 全国公営競技施行者連絡協議会（公営競技関係5団体で組織）を事業主体として、
公営競技のお客様からの公営競技へののめり込みに関するご相談に対し、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行います。

●JRAインフォメーションデスク 050-3536-0066

月曜～金曜 10:00～17:00（除く 土曜・日曜・祝日・年末年始）

<http://www.jra.go.jp/news/other/izon.html>

●各地方競馬場における窓口

http://www.keiba.go.jp/havefun_2.html

●競輪に係る公益財団法人JKAお客様相談コーナー 03-4226-3522

平日 10:00～17:00

メール：webmaster@keirin-autorace.or.jp

●オートレースに係る公益財団法人JKAお客様相談コーナー 03-4226-3519

平日 10:00～17:00

メール：webmaster@autorace.jp

●一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターサポートコール

0120-683-705

年中無休・24時間受付

※ モーターボート競走関係団体において設立された相談窓口であり、ギャンブル等
依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行っています。

<http://www.gaprsc.or.jp/>

●認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク 050-3541-6420

平日 10:00～22:00（祝日を除く・受付は21:30まで）

※ ぱちんこへの依存問題の相談を受け付けています。

<http://rsn-sakura.jp/>

【参考2：ギャンブル等依存症対策基本法に基づく施策の推進】

政府においては、基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、政策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

※ 詳しくは、以下のリンクから。

- ・ギャンブル等依存症対策推進本部ウェブサイト
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/)

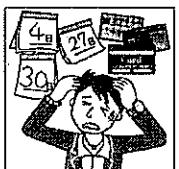
「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、様々な支障が発生します。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によってなるものではありません。

★ビギナーズラックこそ要注意。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をすることは禁止されています。



注意すべきポイントは？

★負けを取り戻すことはできないと分かっているのにやめられない。。。。

ギャンブル等依存症のサインでは？

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、
気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

「愛好家」と「依存症が疑われる方」とはどのように違うの？

【L O S T の概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

● Limitless

…ギャンブル等をするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない。

● Once Again

…ギャンブル等に勝ったときに、「次のギャンブル等に使おう」と考える。

● Secret

…ギャンブル等をしたことを誰かに隠す。

● Take Money Back

…ギャンブル等に負けたときに、すぐに取り返したいと思う。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いつながらギャンブル等を続けている方はいませんか。
少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へつながることが必要です。 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

ギャンブル等依存症のサインとは？

★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化はありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。

注意すべきポイントは？

★家族会や自助グループにつながり、的確に対応するためのノウハウを身に付けましょう。

★家族が状況に振り回されないようにするために極めて重要です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な知見を蓄積しています。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。

◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution_012/)

「おのづかずやうとう」

それは誤解です。依存症は誰でもなりうる病気です。

正しい理解を深めましょう！

Q10に「依存症かも」

依存症は、好みの嗜好が弱くなり欲求をコントロールできなくなる「所長」ですが、本人は自覚がないままに弱くなる。自分の意思でコントロールしようと何度も失敗します。そのため、弱音がいくら本音を買めて、問題は解決せず、むしろ「化費」、「罰則」、「借金の割わり」などは状況を悪化させてしまいま。

本人が回復のため自分を見つけるまでは弱音がかかることが多く、まずは、周囲の方が専門的知識をもって「適切なサポート」のしかたを取ることから始めましょう。

相談窓口等はこち

あなたは、まだわからない方ばかり。決してあきらめないでください。あなたの想いを聞きとることで何よりも大切な、本人の本音だけでもあるのです。勇んで相談に相談しましょう。

施設の紹介

あなたが見つけることをやめたいと思われる方がいるかもしれません。まずはお問い合わせ。まずは自分で弱音を発してみてください。

Q10に「自己紹介」等はこち

自立グループでは、依存症の人たちは弱音がしがれを共有しながら、弱音を経験します。まずは自分で弱音を発してみてください。

◆アルコール依存症

- ・公社(主)日本精神医学会専門会員会
03-3883-1600
- ・AIアルコールカウンセリングセンター
03-3550-5977
- ・アラン(精神・人)
- ・改美の会(精神・互い)
093-5153-6772

◆薬物依存症

- ・公社(主)日本精神医学会専門会員会
03-3883-1600
- ・AIアルコールカウンセリングセンター
03-3550-5977
- ・アラン(精神・人)
- ・改美の会(精神・互い)
03-3883-1600
- ・GAI(エンブレム・アコマ)【事務局】
03-3555-1725
- ・(NPO)全国ヤンブン会(日本未病の会)
090-1504-3527
- ・GAI(エンブレム・アコマ)【事務局】
046-240-7279
- ・ギャラクシー(精神・互い)
03-6559-4979

わかってるのにやめられない

～それで依存症かも～

医師の回答

「おのづかずやうとう」

依存症って何？

「依存」する対象は様々ですが、特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」状態を、「依存症」といいます。依存症になると、本人や家族が苦痛を感じたり、生活に困りごとが生じたりすることがあります。

原因は？

人は、不安や緊張を和らげたり、嫌なことを忘れたりするために、ある特定の行為をすることがあります。それを繰り返しているうちに特定の行動をコントロールする癖の性格が弱くなり、自分の意思ではやめられない感になってしまいます。

**知つてほしい
依存症のこと**

なりやすい人はいるの？

いろいろな病気と同じように、首でもなる可能性があります。「根性がない」とか「意志が弱い」からではありません。

なまるの？

様々な助けや理解により、「飲酒や薬物使用、ギャンブルなどに陥らない生き方」をしていくことができます。依存症は回復が十分可能な病気です。そのためには、しっかりと対応することが大切です。

事務連絡
令和元年9月19日

各財務（支）局、沖縄総合事務局
多重債務相談業務担当課
各都道府県
多重債務者相談担当課
消費生活相談担当課 御中

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症対策推進基本計画に位置付けられている
「包括的な連携協力体制」の構築に係る協力について（依頼）

平素から、多重債務対策・消費者行政の推進に対し、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第20条において、「……医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずる」と規定されていることを踏まえ、ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な治療や支援につなげること等のため、地域における包括的な連携協力体制を構築することとされています。また、当該連携協力体制には、専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務（支）局・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、市区町村、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参加することとされています（基本計画第2章「IV 第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築」参照）。

このような要請を満たす包括的な連携協力体制の構築を進めるため、令和元年9月17日付で、厚生労働省から別添の通知が発出されたところです。

各担当部局においては、ギャンブル等により不幸な状況に陥る方をなくせるよう、当該連携協力体制へ参画し、得られた知見をギャンブル等依存症が疑われる者等及びその御家族への相談対応や、知識の普及の取組の実施に適切に役立てていただけるよう、よろしくお願ひいたします。

なお、各都道府県の担当部局においては、管内市町村（指定都市を含む。）に対し、本件の周知を図っていただけるよう、よろしくお願ひいたします。

【問合せ先】

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

電話 03-3506-6000（内線3576）

FAX 03-3506-6236

消費者庁消費者政策課

電話 03-3507-8800（内線2206）

FAX 03-3507-7557

障発 0917 第 4 号
令和元年 9 月 17 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な
連携協力体制の構築について

ギャンブル等依存症対策においては、関係機関が連携し、ギャンブル等依存症についての社会全体の関心と理解を深めるとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族等を早期に適切な治療や支援につなげていくことが重要である。これまでも都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）において、依存症対策総合支援事業の活用等により、関係機関による連携会議を開催してきたところであるが、関係機関が包括的に連携する体制は十分に構築されておらず、以下のような課題が指摘されているところである。

- ・各機関において、ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるために必要な連絡体制が十分に構築されていない。
- ・各機関がそれぞれの支援内容や課題を共有し、連携して対策を講じていくための体制が十分に構築されていない。
- ・関係機関の従事者等の専門知識・対応能力を向上させるために実施する研修等において、各機関で連携した取組は十分に実施されていない。
- ・関係機関同士で相互に窓口を案内する、連携して普及啓発に関する事業を実施するといった取組は十分に講じられていない。

こうした中、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する「ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）」が成立し、同法第 20 条において、国及び地方公共団体は、「医療機関、精神保健福祉センター、保健所、

消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間ににおける連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする」ことが規定されたところである。また、同法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成 31 年 4 月 19 日閣議決定）において、都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築することとされている。

これらを踏まえ、今般、都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」（以下「連携会議」という。）を開催することとし、別添のとおり「ギャンブル等依存症対策連携会議運営要領」（以下「運営要領」という。）を定めたので通知する。

都道府県等におかれでは、運営要領を踏まえ、ギャンブル等依存症である者やその家族等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な治療や支援を受けることができるよう、地域の実情等を踏まえた連携会議を開催するとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施や関係機関主催の研修への講師派遣の協力等を通じて、知識・対応能力の向上や連携の促進を図っていただくようお願いする。

また、本通知については関係省庁と協議済みであり、関係機関には別途、関係省庁から通知等がなされることとされているが、都道府県等におかれでは、管内の特別区、市町村、関係機関及び民間支援団体等に周知いただき、各地域において円滑な連携が確保されるようお願いする。

なお、これらの都道府県等における連携会議の開催や研修の実施等については、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく依存症対策総合支援事業実施要綱の対象事業であることを申し添える。

(別添)

ギャンブル等依存症対策連携会議 運営要領

第1 趣旨

「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）」及び「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（平成31年4月19日閣議決定）に基づき、ギャンブル等依存症である者やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、包括的な連携協力体制を構築するため、ギャンブル等依存症対策連携会議（以下「連携会議」という。）に関する基本的な事項を定めるものである。

第2 事業実施体制

(1) 事業実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

(2) 連携会議の開催機関

連携会議の開催機関は都道府県等が指定する機関（精神保健福祉センター等）とする。

(3) 構成員

構成員は、例えば以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い関係機関を参加させることが可能である。

※括弧内に参考として各関係機関の役割を記載しているが、関係機関の役割は様々であり、その役割を限定するものではない。

【治療支援】

依存症専門医療機関やその他の医療機関

医療関係団体（各都道府県等医師会、各都道府県等精神科病院協会、各都道府県等精神神経科診療所協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、独立行政法人国立病院機構等）

【相談支援、社会復帰支援】

精神保健福祉センター

保健所

財務局・財務支局、地方公共団体の多重債務相談担当課

消費生活センター

日本司法支援センター

弁護士会

司法書士会等

矯正施設

保護観察所
市区町村
産業保健総合支援センター
健康保険関係団体
発達障害者支援センター
【予防教育】
教育委員会
【ギャンブル等依存症問題 関連機関】
生活困窮者自立相談支援事業を行う機関
地域自殺対策推進センター
児童相談所
福祉事務所
警察
【民間支援団体】
自助グループ・民間団体
【関係事業者】
関係事業者

第3 連携会議の運営

(1) 事務局及び開催事務

第2(2)の開催機関が事務局及び開催事務を務める。

(2) 開催頻度

連携体制の強化や取組の共有等を図るために、地域の実情に応じて定期的に開催する。

(3) 地域の実情に応じた開催

議題が多岐にわたる等の場合には、地域の実情に応じて、実際の担当者で構成される実務者会議や地域区分等に応じた複数の連携会議を設けることもできる。

第4 連携会議における取組事項

連携会議において、各機関におけるギャンブル等依存症問題への支援状況や課題等についての情報交換、課題の改善方法についての検討、その他必要な業務を行うことにより、各地域における包括的な連携協力体制を構築することとし、地域の実情等を踏まえつつ、以下の取組を推進する。

(1) 早期発見・早期介入・早期支援のための取組

各機関においてギャンブル等依存症である者やその家族等を早期に発見

し、適切な治療や支援につなげるために必要な連絡体制が十分に構築されていないため、この連携協力体制を通じて、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口においてギャンブル等依存症である者やその家族等を早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ。

(2) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、ギャンブル等依存症に関連して生じるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、この連携協力体制を通じて、各担当機関が日頃より適切に連絡を取り合って支援を行うなど様々な機関が連携して対応する。

(3) 個々の状況に応じた適切な支援の実施

ギャンブル等依存症である者やその家族等には、発達障害などの他の精神障害を抱える者もいることから、この連携協力体制の枠組みを活用して日頃より情報交換を行うなど、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげられる体制を構築する。

(4) 各機関の支援内容や課題の共有、連携した従事者教育・普及啓発

各機関がそれぞれの支援内容や課題を共有できておらず、連携した対策が講じられていないことや、研修や普及啓発において連携した取組が十分に実施されていない状況を踏まえ、この連携協力体制において、各機関の支援内容や課題の共有、改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従事者教育・普及啓発を推進する。

なお、連携会議を実施することで、取り組みの推進が期待される連携協力例については、別紙も参考にされたい。

第5 連携会議の設置等の報告

都道府県等が指定する機関は、本運営要領に基づき連携会議を設置した場合には設置要領等とともにその旨を速やかに、また、開催状況（開催回数及び開催内容等）については毎年4月末日までに前年度の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室まで報告することとする。

(別紙) 連携協力例

なお、この連携協力例については、各地域の連携協力体制の状況も勘案して実施することを想定したものである。

【例 1】相談拠点における多重債務・依存症相談の合同実施

相談拠点（精神保健福祉センター等）において、多重債務の相談員と依存症の相談員が合同で相談会を開催する。

これにより、本人や家族がワンストップで相談を受けることが可能となるほか、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、消費生活センター、多重債務相談窓口等の連携も高めることができる。

【例 2】精神保健福祉センター、関係機関、当事者等が参加する合同会議の開催

地域における支援体制が限られる場合には、精神保健福祉センターや保健所が中心となり、依存症の種類を問わず当事者、家族及び関係機関（行政機関、医療機関、自助グループ等）が一堂に会する合同会議を開催する。

これにより、関係者同士の顔が見える関係ができることで、地域における支援体制ネットワークの構築や自助グループの創設などの契機となるとともに、依存症についての相互理解の向上や、当事者・家族が地域で孤立しない切れ目のない支援につなげることができる。

【例 3】消費生活センター及び多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター及び保健所等の連携

消費生活センター、多重債務相談窓口等において、ギャンブル等依存症が疑われる者やその他の精神障害を併せ抱えている可能性がある者等の対応をした場合には、本人の同意を得たうえで、精神保健福祉センター、保健所等につなぐ取り組みを実施する。このような連携が可能となるよう、あらかじめ関係機関の連絡先等を共有する。

これにより、ギャンブル等依存症が疑われる者等に関し、早期に精神保健福祉センターや保健所等に連絡が行くことで、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげることができる。

【例 4】依存症相談員や自助グループ等の関係者を研修講師として活用

関係機関の職員が参加する研修において、依存症相談拠点の相談員や自助グループの方等を講師として招き、職員のギャンブル等依存症への理解や意識を高める。

これにより、ギャンブル等依存症患者や家族の早期発見、早期対応につなげ

ることができる。

例えば、生活保護等の個別ケースにおいて、当事者対応の一つとしてギャンブル等依存症患者として相談拠点等に円滑につなげることができる。

【例5】ギャンブル等依存症回復プログラムへの自助グループ関係者の参加

医療機関や精神保健福祉センターで開催するギャンブル等依存症回復プログラムに、自助グループ（GA等）関係者や関係機関も参加する。

これにより、自助グループへのつなぎや個別ケースの情報共有等、関係機関の理解・連携を高めることができる。